平成２２年（フ）第４３号
兵庫県高砂市中島１丁目４番18号
債務者　森川千穂子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２７７号
広島県福山市東村町895番地１、旧住所広島県福山市今津町３丁目56番地
債務者　川畠　淑子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第７８号
兵庫県たつの市龍野町中村298番地20
債務者　宮西　弥生
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２１５号
福島県いわき市小名浜字吹松19番地の４　Ｋフラット Ｂ103、前住所福島県いわき市小名浜下神白字三崎212番地の６
債務者　志賀　　薫
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第４９４号
熊本市高平２丁目20番25号
債務者　右田　一幸
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７８８号
熊本市国府３丁目15番20号
債務者　池田　　真
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８１６号
熊本県合志市須屋130番地２
債務者　白和　美保（旧姓國﨑）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８４４号
熊本市本山町320番地　ガーデンハイツ神元202
債務者　中村あい子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８６５号
熊本市八反田２丁目３番51号
債務者　立花　京子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７１３号
岡山市北区清輝橋２丁目２―20　サニーアパート、住民票上の住所岡山市中区門田本町２丁目２番45号
債務者　江田　峰子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０２号
静岡県浜松市北区細江町気賀2865番地の66
債務者　近藤エミ子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６０５号
静岡県浜松市中区南浅田２丁目10番25号　サンテラス南浅田203号室
債務者　鈴木　征治
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
島根県出雲市多久町881番地　市営鳴竹住宅414
債務者　大野　伸子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１３６号
熊本県八代市西宮町1286番地３
債務者　川嶋　哲也
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１４０号
熊本県葦北郡芦北町大字花岡1180番地２
債務者　小池　絵里
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第６９５号
愛知県豊田市和会町鳥手１番地１、旧住所愛知県蒲郡市形原町三浦町７番地15　レオパレス　ラ・メール105
債務者　佐藤　義樹
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月13日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係